

# 【令和7年度】米沢市結婚新生活支援事業費補助金 募集要項

米沢市では、結婚して新生活をスタートするご夫婦を対象に、住宅の取得費や家賃、引越費用、リフォーム費用等を補助します。募集要項をご覧ください申請書に必要な書類を添付してご申請ください。

## 補助対象者

### <1 新規補助世帯>

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に結婚された夫婦で、以下(1)～(7)の全ての要件を満たす者

(1)申請時において、夫婦の双方または一方が、新たに居住する市内の住宅の住所に、住民登録をしていること。(ただし、住宅建設中等でやむを得ず住民登録ができない場合は除く。)

(2)夫婦の双方が、婚姻届を受理された日における年齢が39歳以下であること。

※年齢計算に関する法律に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

(3)令和6年分の夫婦の所得額※の合計が500万円未満であること。

(夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額を所得から控除します。)

※令和7年度分(令和6年分)の所得額証明書に記載の所得の金額

#### 所得額とは

この補助金の審査においては、所得を以下のとおり算定します。

(例)給与所得のみの場合:1年間の給与収入の金額－給与所得控除額

(例)自営業の場合:1年間の売上金額－必要経費

→所得額証明書に記載の「合計所得金額」で判定します。

※ただし、所得額の合計が500万円以上の場合でも、夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計額から所得の対象期間と同期間の返済額を控除します。返済額を確認できる書類を添付してください。

(4)夫婦の双方が、市町村税を滞納していないこと。

(5)他の公的制度による家賃補助、住宅購入・リフォーム補助等を受けていないこと。

(6)夫婦の双方又は一方が、本市が指定するセミナーを受講すること。

※新生活の円滑なスタートアップを支援するための講座を予定しています。

①令和7年9月6日(土)、②令和8年3月1日(日)の2回実施予定(いずれか1回を受講)

(7)夫婦または世帯構成員が暴力団員等でないこと。

### <2 継続補助世帯>

令和6年度米沢市結婚新生活支援補助金(以下「令和6年度補助金」)の交付を受けた者で、以下(1)及び(2)の要件を満たすもの。

(1)交付を受けた令和6年度の補助金の額が、上限額(婚姻時の年齢 39歳以下・・・30万円 29歳以下・・・60万円)未満であること。

(2)申請時において、夫婦の双方または一方が、申請にかかる市内の住宅の住所に、住民登録をしていること。(ただし、住宅建設中等でやむを得ず住民登録ができない場合は除く。)

## 補助対象経費

1. 結婚を機に、令和7年4月1日から令和8年3月15日までの間に支払った(1)住宅取得費用・リフォーム費用、(2)住宅賃借費用、(3)引越費用が対象。

ただし、住宅建設やリフォームスケジュールの都合上、上記期間中の支払いがない場合でも、本年度中に資格認定申請をした場合には、次年度支払いが発生した際に、継続補助資格を受けることが可能。

(詳細については、「別紙資格認定申請について」を参照)

### (1)住宅取得費用・リフォーム費用

(取得した建物の購入費、新築・増改築(リフォーム等)の場合の工事請負費)

※**土地の購入費用は対象外**

※住宅購入費及びリフォームについては、金融機関へのローン払いも補助対象となるが、土地のローンは対象外となる。(住宅・土地併せてローン払いをしている場合には、ローン払いの内、住宅に係る部分のみが対象となる。その際、住宅・土地の取得価格にて按分を行う。また、**ローン払いの内、手数料及び利息は対象外となる。**)

※婚姻前の住宅取得・リフォームについては、婚姻日から起算して**1年以内**に結婚を機に新たに住宅を取得・リフォームした場合に限る。(住宅取得日＝鍵引き渡し日、リフォーム日＝工事完了日で判定する。)

### 【リフォームの対象範囲】

住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象

**倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用は対象外**

判断が難しいものは以下のとおり

トイレ **対象**

- ・壁紙・床板の張替え
- ・便器に付随するタンクや水道管の交換

**対象外**

- ・便座のみの修理や交換

※但し、他のトイレリフォームの経費と一体の場合は対象

キッチン **対象**

- ・キッチン・台所リフォーム

**対象外**

- ・システムキッチン、IHコンロ、食器洗い機の単体購入

風呂 **対象**

- ・ボイラー交換
- ・風呂釜交換
- ・ユニットバス交換

エアコン/ストーブ

**対象**

- ・埋め込み型空調機/床暖房で、家屋の一部と判断できる場合

**対象外**

- ・エアコン/ストーブの設置

畳張替え **対象**

自然冷媒ヒートポンプ給湯機 **対象**

(2)住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料に限る。)

※結婚に伴い新たに賃貸した住宅賃借費用を対象とする。婚姻日より前の賃貸借については、原則として、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合が対象。

※ただし、夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合(例:一方が婚姻前に一人暮らししていた住宅に、結婚を機にもう一方が引っ越してきて同居することとなった場合)は、賃貸開始日が1年以上前であったとしても、同居開始後(住民票で住所を異動後)に支払った費用について対象とすることができる。同居開始が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用を対象とすることが可能。

※駐車場代、鍵交換代、入居前のクリーニング代、保険料等の費用は原則、対象外

(3)引越費用(引越業者や運送業者に支払った費用に限る。)

※レンタカーを借りて自分で引越を行った場合の費用や不用品の処分費用、引越業者が行う電気やガス等のサービス料、エアコン等のクリーニング費用は対象外

**補助金額**

対象となる経費の合計額で、上限は以下のとおり。

(1)新規補助の場合	
①夫婦ともに29歳以下の場合	上限60万円
②上記以外の場合	上限30万円
(2)継続補助の場合	
	前年度(令和6年度)上限額から受給済額を差引いた金額

※住居費と引越費用は併せて申請が可能。

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て

※住居費または引越費用に対して、勤務先からの住宅手当もしくは、生活保護法に定める住宅扶助等を受けている場合は、その額を対象経費から控除し、補助金額を算定

申請例 米沢太郎さん花子さん夫婦

婚姻日時点で二人とも25歳/令和6年中の夫婦の所得の合計額が490万円/太郎さんは勤務先から住宅手当支給(1万円/月)

■令和7年4月1日 太郎さん花子さんは市内のアパートを結婚後の住居とするため契約

・敷金、礼金、仲介手数料(計18万円)4月分家賃(6万円/月=賃料5.5万円・共益費0.5万円)を支払い(以降、毎月の家賃は前月払い)

■令和7年5月1日 太郎さん花子さんがアパートに引っ越し

・同日、引越業者へ10万円支払い

■令和7年6月1日 太郎さん花子さん入籍

■令和7年10月1日 補助金交付申請

【補助対象経費】4月1日から申請日までに支払った費用(計70万円) - 住宅手当(7万円) = 63万円

《補助上限額60万円》 ・夫婦ともに、20代であるため60万円(いずれかが30代なら30万円)

**【補助金交付額】60万円**

## 申請期間

(1)新規補助の場合	令和7年6月16日(月)から令和8年3月10日(火)まで
(2)継続補助の場合	令和7年6月16日(月)から令和7年9月30日(火)まで

※予算上限に達した場合は、上記に拘わらず受付終了

## 申請方法

(別紙)提出必要書類を、地域振興課若者支援担当(市役所3階6番窓口)まで、提出してください。

※申請内容の確認等が必要なため、提出方法は、原則、担当までご持参ください。

※郵送による提出も可能ですが書類等に不備があった場合、来庁いただく場合もあります。

※提出の際は、事前に地域振興課へ連絡の上、予約をお願いします。(申請書の提出には、申請者ご本人または配偶者の方がおいでください。)

## 補助金交付までの流れ

- ①交付申請 上記提出書類を、地域振興課若者支援担当へご持参いただき、ご提出をお願いします。(申請期限令和8年3月10日まで) **継続補助は令和7年9月30日まで**
- ↓
- ②申請受理・審査 提出書類を審査します。不備等が判明した場合、再提出や追加提出をお願いする場合があります。
- ↓
- ③審査結果通知 申請受理後、1か月程度で審査結果を書面(通知書)にてお知らせします。  
※受講いただく講座等については別途ご案内いたします。
- ↓
- ④報告書の提出 実績報告書を、令和8年3月17日まで地域振興課若者支援担当(市役所3階6番窓口)へご提出ください。(期日までの提出が難しい場合は、ご相談ください。)
- ↓
- ⑤審査結果通知 報告書提出後、1か月程度で審査結果を書面(通知書)にてお知らせします。
- ↓
- ⑥補助金の交付 審査結果通知後、1か月程度で口座へ補助金を振り込みます。

## 申請・問合せ先

米沢市役所3階6番窓口 地域振興課若者支援担当

電話 0238-22-5111(内線2808・2807)

メール [wakamono-t@city.yonezawa.yamagata.jp](mailto:wakamono-t@city.yonezawa.yamagata.jp)